



全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者 山崎 均／東京都千代田区六番町1 自治労会館／☎(03) 3263-0271
ホームページアドレス／http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html

第34回全国消防職員研究集会 (5月11日～13日・東京)

「住民の安全・安心」メインに 活発な論議を展開

第34回全国消防職員研究集会は、5月11日～13日、東京・社会文化会館を主会場に開催し、全国から全消協未加盟・未組織消防本部の消防職員を含む134単協、約350人が参加した。

集会冒頭、主催者を代表して米田会長があいさつ。その中で、「消防職員をとりまく情勢が、行政改革、地方分権と広域再編、給与制度の地域給への見直しなど厳しい環境に直面している状況のもと、61年以降34年間、市町村の火災予防・警戒等を行うための最小限度



第34回全国消防職員研究集会
～住民の安全・安心を守るために～

の設備及び人員を定めてきた『消防力の基準』が、各市町村消防力の整備を進める上での指針として『消防力の整備指針』に改められようとしていることに象徴されるように、消防行政の大転換が図られようとしている。全消協はこうした状況に対応するため、この間の運動の積み重ねによるその成果を共有化していくことを通じ、国・地方自治体・地域社会に対して消防行政のあるべきビジョンを発信する必要がある。」と強調し、この

共通認識に立つて団結権問題への取り組み、消防職員委員会制度の改正に至る経緯と今後の自主組織づくりの重要性を訴えた。

集会は、2日目は5分科会に分かれた討議を行い、全国各地の消防職場における賃金・労働条件・労働安全・衛生対策、地域住民の安全・安心を確保するための救急体制など消防行政、その他全般にわたる調査・分析に基づき、その改善に向けた取り組みなど活発な議論を展開した。

基調講演 (要旨)

消防職員の団結権確立に向けて

中嶋 滋 (ILO理事・連合総合国際局長)

研究集会初日・全体集会は、中嶋滋ILO理事(連合国際局長)から「消防職員の団結権確立に向けて」ILO(結社の自由委員会)の結論・勧告と今後の取り組み」と題して、本集会の基調講演が行われた。

まず、消防職員の団結権というのは「世界の常識」で、日本は極めて特別な例外的な存在として否認している状況がある。

ILOは1919年に、設立された現存する国際連合の中で最も古い歴史を持つ機関で、国際的な労働基準をILO条約あるいは勧告という形で制定する役割を持っている。消防職員の団結権問題は、ILOの条約の中で結社の自由と団結権の保護を目的とした87号条約に関連する問題で、同条約は1948年に制定された。ILOの条約は、通常2回の総会レベルの議論を経て、最終的には総会の「3分の2以上」の賛成をもって成立する。

この「3分の2以上」の賛成をもって制定されるということからは、ILOの構造から見ても非常に大きな意味を持っている。というのは、ILOは他の国際機関と違って、政・労・使(政府側と労働側と使用者側)の3者をもって構成され、政府代表2票、労働代表1票、使用者代表1票、1国で計4票をもつという形になっている。今178の加盟国があり、それぞれが合計4票なので178×4＝総会レベルの投票総数になるわけで、その「3分の2以上」の賛成ということは大方の政府の代表、労働代表、使用者代表が賛成しないと条約は成立しないという構造になっている。このことから、先程の87号条約での消防職員の団結権保障というのは「世界の常識である」ことが如実に見える。

ところが、この条約にあまねく



最近、特区があちこちで見られる。横浜市消防局も6月に「救急二人制」特区を申請したが、どうやら却下されたようである。目的は、迅速な対応と市民サービスの向上だそう。指令内容で軽傷なら二名(中等症以上なら三車に乗った救急資格者と機関員の二名が同時出場)で救急出場して経費削減と労務負担を考えたようだが、指令課のトリアージが正確に出来るとは思えない。仮に軽傷と判断して救急隊が現場到着したら重傷やCPAだった場合、増強要請し時間を費やすことが市民の理解を得られるか。なぜ、現場で働く職員の意見を聞くことしないのだろうか。どこの管理職もトップダウンが好きなのだが、市民と接しているのは現場の人間である。労務負担軽減や経費削減を考へるなら勤務形態の見直し、転院搬送や老人ホームなどからの要請に対しては民間救急の利用に努めてもらうなどの救急車利用の抑制、市民には「正しい救急車の利用法」をマスコミなどを利用して啓発すればいいのではないか。全ては救急件数の増加に端を発していると思う。

本場に救急車が必要な人のために、我々も真剣に考え、当局や関係省庁に提言しなければならぬ時期に来ている。

小田 規規
関東甲ブロック幹事

保障する原則の例外として、第9条で「ただし軍隊と警察については国際条約に扱わない」で、団結権を保障する、しないについては国内法にまかせようという基準が含まれている。問題は、この唯一の例外である「軍隊及び警察」の中に消防が含まれるかということである。警察の中に消防が含まれるとすれば、消防に国内法の中で団結権を与えなくともよいということになる。このことに関してILOは、後述のように「消防は警察に含まれない」、即ち他の労働者と同様に軍隊や警察と違って、自由に分たちの意思に基づいて労働組合をつくり、それに加わる権利を保障されるべき労働者としてある、ということが謳われており、何回にもわたってILOの中で確認されている。

理不尽な「警察と消防」の同一視と日本政府の条約違反

このことに関して、ILOの監視機構という形になっていてどう扱われてきたか、とりわけ結社の自由委員会という結論が出されているかを見てみよう。

見てきたように、ILOにおける消防職員の団結権問題は、87号条約の違反事案として扱われてきた。この条約違反というのは、一般的加盟国すべてに当てはまるわけではなく、その加盟国政府が条約を批准した場合には、条約の趣

旨に合致するよう国内法を改正しなければならぬ。労働行政も条約の内容に適合する形で展開されなければならないという義務を負う。日本の場合、1965年にILO 87号条約を批准した。従って批准した以上、その条約に適合するよう国内法を改正しなければならない義務を負っているわけである。具体的には地方公務員法の中にある職員団体の結成に関して、「警察と消防」についてはこの権利を与えないという条項は、当然批准に伴って改正しなければならなかった。しかし、日本政府は前出の第9条にいう「警察」の中に消防が含まれると強弁し、地方公務員法の条文改正の必要なしというかたくなな態度をこれまで改めてこなかった。

こうした当然の義務を果たさない政府に対してILOは、加盟国政府として許されない対応であり、態度であることを具体的に指摘し、監視する機関を持っている。

まず第1に、条約勧告適用専門家委員会がある。これは、国際法の権威である世界の20名の法学者によって構成されている、非常に権威ある専門性の極めて高い委員会である。この委員会は、加盟国政府並びに代表的な労使団体（日本の場合：連合と経団連）の3者から、その国（日本）が批准している条約が守られているか適用状況について毎年9月までに報告を

受け、それを事務局が整理し11月〜12月にかけて2週間以上の時間をかけて論点を専門家の立場から検討して見解を明らかにする。それが3月のILO理事会に報告され、理事会がその内容は適切なものであるという判断をすると、毎年6月のILO総会の基準適用委員会にその報告書が提出され、これをたたき台に同委員会で議論される。この基準適用委員会は、各国の一般的な適用状況の審査とともに、毎年約25件の専門家委員会から違反しているのではないかと指摘された個別ケースについて、政府の代表を呼ぶなどして審査し議論する。

日本の消防職員の団結権問題も、何度もこの総会における基準適用委員会の個別審査の対象とされた歴史を持つている。この適用委員会での結論というのは、何回も「日本の消防職員は警察の一部ではない、従って、当然に団結権が保障されるべき存在である」ということとであり、早急にその違反状態を克服する措置がとられるべきであるということが委員会の結論として出ている。

国際監視機構「結社の自由委員会」は、毎年団結権保障を迫っている

もう一つの監視機構が、結社の自由委員会である。これは、結社の自由、つまり自由に団体をつくり、その団体に加盟するとい

権利は労働組合はもちろんのこと、使用者についても使用者団体をつくり、それに加盟するという権利は認められるべきで、ILOが3者構成主義による構成を組織運営の基盤にしていることから、最もILOの中で基本的にして基礎的な条約は87号条約であるといわれている。

87号条約（結社の自由、団結権の保障）に関しては、加盟・批准国がこの条約を守る義務を負う一般的な原則に加えて、たとえ批准していなくても結社の自由を侵害する、あるいは禁止するという措置を加盟国政府がとった場合に、ILOはそのことについて事態を早急に解決する具体的措置を加盟国政府にとるよう求めることができ、その仕組を条約制定とともにつくった。

それが結社の自由委員会、そのスタートは従って1948年の



条約制定後、1950年である。いずれにしても結社の自由、団結権の保障に関しては、主にこの3つの監視機構がILOの存立基盤である重要な原則を維持するために作動しているわけで、そういう仕組みの中で消防職員の団結権問題が毎年のように問題になり続けているのである。

「労働基本権」総体の認識を深め、団結権確立への運動構築を

1976年から自治労は皆さんとともにILOの場で、消防職員の団結権保障に向けた具体的取り組みを開始する。先程から触れているように、総会の基準適用委員会の審査に参加するということを通じて、常に我々の主張に近いあるいは満足させる結論は得られるけれども、一向に日本政府はそれを真摯に受け止めて具体的な改正の作業を実施しないという事態が20年近く続き、ちがいが明かない。そこで、より職場の実態に合った形で組織活動が展開し得るような具体的な形態を追求する取り組みが同時に必要ではないかという問題意識から、95年の総会で団結権保障に向けた一里塚・第一歩として消防職場に「消防職員委員会の導入」ということを勝ち取る取り組みを進め、旧自治省との協議とその合意に基づくILOでの取り扱いはいよいよ至った。

我々は団結権保障に向けた第一歩に過ぎないという位置づけで、この制度の導入を図った。ところが一方、旧自治省（現総務省）側は団結権保障に代わる措置であると考えた。

ここに「合意」という表現にはふさわしくない同床異夢的なズレ、お互いに意識したズレがあった。このズレの一方の当事者である旧自治省（現総務省）の考え方は、基本的には現在も当時と大きくは変わっていない。

この制度の導入を基礎にして、職場における運動をどう構築していくのか、全消協としての運動を自治労運動との提携を含めてどのように展開するのかがということが、かたくなな当局側の姿勢を変えさせる基盤としてあるだろう。そのために、ILOの判断というものをどのように活用し得るか否かが問われる。

そういう観点から、ILOはこう言っているという一言で済ませるのではなく、労働組合の団結権保障、団体交渉権の保障、あるいは公務におけるストライキ権の保障の原則と例外について、どのようILOは考えているのかという労働基本権の総体を消防職員の皆さんも把握して、その認識を基礎にした具体的な活動を展開するということが大きく求められている。

分科会の概要

第1分科会

組織の強化拡大と消防職員委員会

助言者に自治労の比留間組織局長長と戎居労働政策研究・研修機構・国際研究部調査員を迎え57人が参加した。

はじめに、助言者の戎居さんからILOにおける消防分野の労働者に対する方針と活動状況について、次の報告を受けた。

- ① ティーセントワーク：ILOの掲げる4つの戦略目標、② 公共緊急サービスの性質と最近の傾向、③ 公共緊急サービス部門合同会議、④ ガイドラインフォロアップ活動の現状、⑤ 日本の対応と今後の課題であった。

国際的な状況について話を聞くことができた意義なものであった。

次に、迫副会長より「消防力の基準の改正と問題点」について報告を受けた。その中で今回の改正は、現在の消防力に合わせた指針を作りながら充足率を上げていくこととしており、現場を知らない者が作成したものである。今後全消協として逆提案が必要ではないかと提言した。

午後からは、比留間組織局長から「消防職場をとりまく情勢と

自治労の消防職員支援活動」について提起を受けた。さらに、消防職員委員会制度の改正についての説明があり、今回の改正の意見取りまとめ者は、全消協が担う大きなものであると強調した。

参加単協からの活動状況として、① 単協の取り組んでいること、② 単協が抱えている問題、③ 組織率が100%にならない理由を中心に報告がなされた。組織強化の方策も必要な単協の現状等が分かり有意義なものであった。

最後に、米田会長が「今回の消防職員委員会制度の改正をよい契機として活用し、組織の強化、また拡大につなげていただきたい」とまとめた。

第2分科会

賃金・労働条件の改善のために

総括・伊藤事務局長次長、座長・岡九州幹事、記録者・中村東海幹事、助言者に松岡二郎（明治大学講師）、菅家自治労労働局長次長を迎えて行

い、はじめにテーマを①労働基準法は交替勤務者に何を求めているか、②公務員制度改革、に置き議論を進めることを伊藤事務局長次長から提起した。

午前には菅家労働局長次長から「公

務員制度改革について」の講演があり、その中で人事院勧告・評価制度の進捗状況の説明があった。人事院勧告は約5%カットが言われ、地域給を導入するという人事院の考え方の説明があった。

午後からは松岡二郎氏（明治大学講師）の「労働基準法について」の講演を受けた。その内容として消防職員もいくつかの例外があるが、原則労働法が全面適用であること、「1日8時間労働制」にふれ

労働法は労働者が自らの意思で働くことへの規定ではなく、使用者に向けた適用基準であり、その基準によって裁くのは、要するに使用者に対してであることなど法の精神と趣旨を明らかにした。また、休憩時間の振替えの問題について、労基法第34条の休憩時間の三原則の内、自由利用の原則と一斉付与の原則が労基法規則第31条及び33条で消防職員に対しては適用除外になっている。そのため、消防職



員は本来なら使用者が業務命令を下すことの出来ないはずの休憩時間においても庁舎内で待機し、出勤命令が出ればいかなる状況下でも瞬時に業務に入っていくかなければならない。そのような厳しい環境下にいる職員の休憩時間を振替えるというのは、労働法に照らして問題ではないか、などの議論がかわされた。この分科会では労働法の概念を再度考えさせられると同時に各市町村の条例が労働法に合致しているか再度点検する必要性が確認された。

第3分科会

未来の消防行政を考える

助言者に宮崎伸光法政大学法学部教授を迎え「市町村合併や広域再編による住民サービスおよび今後の消防行政の方向性」「消防力の整備指針と国民保護法」を討論の柱にした。助言者から特徴的にはJ R福知山線脱線事故時の救助実態、阪神淡路大震災を教訓とした地域住民との連携と救助といった問題提起がなされた。

また、世界における日本の常備消防率の高さとその発達した背景を踏まえ、単独より組合消防が多いのはなぜかとの問題提起があり、北海道の常備化実例や財政面から言及された。

さらに、今後は自治体の財政逼

迫という中で市町村合併・広域再編が進み、管轄面積の拡大などにより消防行政が希薄化するのではないかとの危機感が示された。

こうした様々な提言をうけ「広域連携体制の整備か」「自治体消防の充実か」についてディベート形式でグループ討議が活発になされた。

午後からは、「消防力の整備指針」と「国民保護法」について全消協副会長より、概要およびポイントについて提言した。消防力の整備指針については現在の「消防力の基準」が満たされていない（現状の7割程度）指針となり、車両決定後、人員を配備するのはどうかなどの問題提起があった。

また、国民保護法の検証では緊急消防援助隊にも見られるように地方分権ではなく国主体での消防行政ではないかとの鋭い観点から問題指摘があり、その後質疑応答で活発な意見交換を行った。

第4分科会

消防救急体制の課題

「救急高度化・多様化にどう対処していくか、みんなで考えよう」としていき、みなで考えようというテーマに現在の消防救急に関わるタイムリーな課題を中心に進めた。討論の柱として、「救急出動件数多発に伴う救急有料化、民間救急、救急隊員の労務管理」「救急救命処置の拡大と急管挿管の効果

「消防力の整備指針と救急業務」の三つについて取り上げ討論した。午前には国立病院機構横浜医療センター救命救急センター長の山本俊郎先生に「MC体制の現状と課題」と題して講義を受けた。三年前から全国でMC体制の整備が急速に進められているが、全国的にも温度差があり、進んでいる所とまだ手もつけれられていない地域などの状況が示された。

午後には小川幹事から「全消協活動方針と救急業務の充実」について、今日の消防救急体制の現状、全消協の活動方針を踏まえ今後克服すべき課題を提起した。

グループ討議で「救急出動件数を減らすには」というテーマで議論し、財政難にあつて、やはり救急搬送の有料化も必要であるという意見と、有料化自体に反対であるという意見に分かれた。一致点として日本が唯一、貧富の分け隔てなく同等の待遇または処置が無料で受けられる等の搬送システムは、世界に誇れる救急搬送システムであるというところを確めた。

しかし、救急出動件数の増加という現状は、単に件数の増加だけではなく、救急車を要しない軽症の傷病者の搬送が多く、本当に救急車を必要とする緊急性の高い傷病者が利用できない状態にあるのも事実として多く出された。いずれにせよ救急車の有効利用・運用については住民、行政を交えた更

なる議論が必要であるとまとめた。

第5分科会

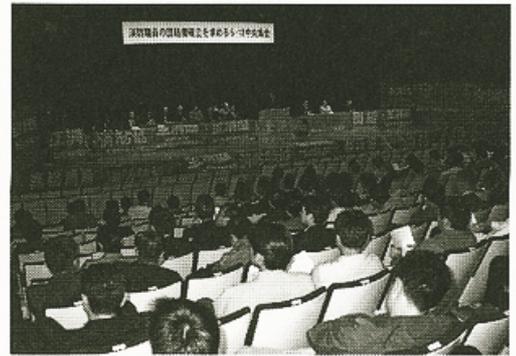
労働安全衛生く快適な職場づくり

冒頭、小林副会長からテーマである「消防職場における労働安全衛生の実践的活動と、公務災害のない快適な職場環境づくり」について基調提起がされた。

まず、自治労顧問医師・上野先生から「職場安全衛生の課題と実践」と題した講演を受けた。この中では、本年労基法改正予定の最重要案件である過重労働対策、特に週100時間を超えた労働を行った場合、産業界の診断が求められることなど述べられた。特に最近の傾向として、ノーペーパーを進めるため、職場内にパソコンが導入されているが、添付ファイルの膨大化による情報の増大傾向があり、報告文書の作成作業が業務の困難性を高める結果となっているとの指摘があった。

また、メンタルヘルス対策について相談室の設置などとともに、職場での信頼関係を築くことがまず重要である。安全対策について、危険予知を最重要課題と捉え、どこにどんな危険が潜んでいるか予測・指摘をしなければならぬとの指導もなされた。次に2004年全消協と自治労が共同で作成した「消防職員のメンタル

消防職員の団結権を求める5・12中央集会



団結権獲得へ 決意新たに

＝400人が結集し、特別決議採択＝

ヘルスに関する調査報告書」について、当時の編集委員である高橋氏より、その内容が報告された。午後からは、労災事件の弁護を数多く担当されている西東京法律事務所・西島先生による、「公務災害の認定と予防」の講演、グループワークによる実践的公務災害認定への実務講習を行った。

その中で最近の傾向として公務災害が多発しているのは消防職と清掃職で、突発性の原因と継続性・疲労性の原因が混在しているものと考えらるべきとの指摘もなされた。講演の後は、公務災害認定請求の実務としてグループに別れ、公務災害認定請求書の災害発生状況欄の記入例を、業務中に起因する腰痛に対してどのように説明するかグループで討論し、発表したのち講評を受け、最後に質疑応答を行った。

5月12日、第34回全国消防職員

研究集会の最中であつて全消協は、東京・社会文化会館で「消防職員の団結権を求める5・12中央集会」を開催した。この集会には全国の研究集会参加者全員と関東甲ブロックからの参加者を含め約400人が結集した。

主催者を代表して米田会長は、「労働基本権問題が国内的にどう変化しようが、われわれが一貫して団結権を求めつづけることが大切である。」と強調し、来賓として駆けつけた民主党の高嶋良充参議院議員、自治労の植本眞砂子書記長から、それぞれ激励と連帯のあいさつを受けた。

久居地区広域消防組合職員協議会 (三重)

協議会会員の結束で 直面する合併に対応

いちやりばちょうで

ここに久居地区広域消防組合職員協議会を結成出来た事は会員の皆様方はじめ各関係方面からのご理解とご支援、ご協力の賜であります。

私たち消防の仕事は市民の大切な生命と財産を守るため重要であり、近年の社会環境の変化に伴いその重要性はますます大きくなっていきます。

市民の要望に依って安全で安心な安定した市民生活を守る消防行政を一層充実させていくために、消防組織そのものが有機的に機能する、時代にあつた民主的で明るい職員の働く職場があつてはじめて可能な事です。

長引く景気の低迷による公務員をとりまく諸情勢は非常に厳しいものとなつており、2006年1月には津市との合併も控えています。久居地区広域消防組合の存在さえ無く



久居地区広域消防組合職員協議会 会長 長尾 浩伸

なる事を職員全員が真摯に受け止めて、来たるべき近々に直面するであろう諸問題に対し、会員一人ひとりが手をつなぎ一丸となつて取り組まなければならないと考えております。より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

展開、地域住民との社会的対話をもとにした国内世論の醸成への取り組みの重視、など問題提起を行った。この後、単協を代表して西日本から春日大野城那珂川消防協の村上直樹氏、東日本を代表して川崎市消防協の谷内栄治氏から決意

表明を受け、非民主的な職場運営の実態から団結権確立が喫緊の課題であることが訴えられた。

活動の展開を決意し、誓いあつた。なお、本集会の「特別決議」及び「集会写真」は、6月に開催するILO総会に向けて中嶋ILO理事を通じてILO事務局に提出された。